

## 「エコアクション 21 地域事務局社団法人静岡県環境資源協会」地域判定委員会規程

### （目的）

第1条 この規程は、事業者のエコアクション 21 の認証・登録の可否に関する事項を審議するための組織として設置する「地域判定委員会」に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （所掌事務）

第2条 地域判定委員会は、次の事項を審議する。

- (1)事業者のエコアクション 21 認証・登録の推薦の可否
- (2)事業者のエコアクション 21 審査人の審査結果に対する異義
- (3)その他事業者のエコアクション 21 認証・登録に関する事項

### （構成及び委員の委嘱）

第3条 地域判定委員会は必要に応じて複数設置し、一つの地域判定委員会は5名をもって構成する。地域判定委員会の委員は次に掲げる者などのうちから、社団法人静岡県環境資源協会会長が委嘱する。

- (1)事業者の環境への取組などに関する専門家及び学識者

### （委員の任期）

第4条 地域判定委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

### （委員長及び副委員長）

第5条 地域判定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、地域判定委員会を統轄する。
- 3 委員長にやむを得ない事由があるときは、副委員長がこれを代行する。

### （判定委員会の開催）

第6条 地域判定委員会は、社団法人静岡県環境資源協会会長が召集し、委員長はその議長を務める。

- 2 地域判定委員会は、必要に応じて開催するものとする。

### （会議の定足数及び議決数）

第7条 会議は、これを構成する地域判定委員の1/2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 会議の決議は、全会一致を原則とする。

### （庶務）

第8条 地域判定委員会の庶務は、地域事務局において処理する。

### （規程の改廃）

第9条 本規程は、地域運営委員会において、地域運営委員の2/3以上の賛成によって改廃できるものとする。

### （附則）

- 1 平成17年5月26日から施行する。